

## 平成26年9月定例会 質疑

(2014年9月4日)

真木 大輔

### ◇議案第67号 戸田市地域交流センター条例

(1) 現在、「青少年の居場所」が上戸田福祉センターにおいて開催されているが、上戸田地域交流センターにおいては、どのような形での開催を予定しているか。

#### 松山由紀 福祉部長

本案につきましては、戸田市地域交流センターの設置に伴い、新たに制定するものです。当施設は、老朽化した上戸田福祉センターの再整備施設として、上戸田ふれあい広場に場所を移し、誰もが利用しやすい地域の交流拠点を設置するものでございます。【以下の条文説明は割愛】

#### 真木大輔

現在、青少年の居場所が上戸田福祉センターにおいて開催されていますが、上戸田地域交流センターにおいてはどのような形での開催を予定しているかということなのですが、施設を管理している福祉部と青少年の居場所を実施していることも青少年部に、それぞれお伺いいたします。

#### 松山由紀 福祉部長

議案第67号戸田市地域交流センター条例、青少年の居場所に関してお答えいたします。

現在、上戸田福祉センターで実施している青少年の広場を初め、センターの諸室を使用した市の事業については、新たな上戸田地域交流センターにおいても施設を使用し、継続して実施することは可能でございます。上戸田地域交流センターは、地域の交流拠点として、子供から高齢者まで幅広い世代が集いやすく、活発に交流を深められるような施設環境を整備しておりますので、若い世代の方々にもぜひ利用していただきたいと考えております。

#### 三木由美子 こども青少年部長

戸田市地域交流センターにおける青少年の居場所の開催について、こども青少年部からお答えいたします。

現在、上戸田福祉センターで実施している青少年の居場所事業は、青少年の交流の場と

して定着し好評を得ていることから、新たに開設される地域交流センターにおきましても、事業の継続を検討することが望ましいと考えております。しかし、平成 27 年度には、近隣に児童センター「こどもの国」がオープンし、体育館を含む複合施設ができることから、上戸田地区での実施については見直しも必要であると考えております。今後は、こどもの国の利用状況を見ながら、地域交流センターでの事業の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が 3 件)

◇議案第 78 号 戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例  
(1) 保育園保育料においては、同一世帯からの2人目以降の入園児童に係る保育料の減額措置がとられるが、学童保育料においてそのような措置がとられないのはなぜか。

**三木由美子 こども青少年部長**

本案は、これまで要望が多かった対象学年の拡大について、小学校6年生まで拡大すること、また、対象学年の拡大や指導員の増員、そして、平成27年度から予定されている子ども・子育て新制度の本格施行への対応などから、平成12年の改定以降実施していない、学童保育室の保育料を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。【以下の条文説明は割愛】

**真木大輔**

保育園の保育料においては、同一世帯からの2人目以降の入園児童に係る保育料の減額措置がとられておりますが、学童保育料において、そのような措置がとられないのはなぜか、お伺いいたします。

**三木由美子 こども青少年部長**

議案第78号戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例についてお答えいたします。

学童保育料については、保育園保育料のように第2子以降の減額については行っておりません。それは、保育園保育料と比較すると、料金がもともと低額であること、また、第2子以降の減額を行うとなると、学童保育料に係る事業費の市負担がさらにふえることになるため、今回の改定では減額措置は行わないこととしております。

以上でございます。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が3件)

**◇議案第 81 号 戸田市立図書館条例の一部を改正する条例**

- (1) 図書館分室と図書館分館とを分ける基準は何か。**
- (2) 図書館上戸田分室を図書館上戸田分館に名称変更することにより生まれるメリットは何か。**

**山本義幸 教育部長**

戸田市立図書館は、現在、本館のほか、4カ所の分館をもって運営しているところでございます。このうち、戸田市立上戸田福祉センター内にある戸田市立図書館上戸田分室については、同センターが平成27年8月23日をもって閉館するのに伴い、同分室も閉室し、平成27年9月1日の戸田市地域交流センターの開設にあわせ、新たに戸田市立図書館上戸田分館として開設するものでございます。上戸田分館は、同センターに休館日を合わせるとともに、管理運営を指定管理者により行うこととしており、これらの変更点を規定いたしたく、戸田市立図書館条例の一部を改正するものでございます。【以下の条文説明は割愛】

**真木大輔**

まず、(1)図書館分室と図書館分館とを分ける基準は何か。

(2)図書館上戸田分室を図書館上戸田分館に名称を変更することにより生まれるメリットは何でしょうか、お伺いいたします。

**山本義幸 教育部長**

(1)図書館分室と図書館分館とを分ける基準についてお答えいたします。

図書館分室と図書館分館とを分ける基準及び図書館分館の規模等につきましては、図書館法、その他の法令や本市の条例、規則等における明文規定はございません。図書館法では、その第3条で分館、閲覧所、配本所等を設置するよう努める旨の規定があります。分館等について特に定義はされておりませんが、他自治体の状況を申し上げますと、一般的には分室よりも分館のほうが規模が大きいものとなっております。

現在の上戸田分室は、床面積 206.8 平方メートルと、本市の図書館分室中では最も規模の大きなものでございますが、移設後は約 540 平方メートルと約 2.6 倍になり、また、蔵書数も現在の3万 7,000 冊から約5万冊にふやす予定でございます。以上、申し上げましたように、施設規模の拡大、サービスの向上に伴い、分室から分館とするものでございます。

次に、(2)の名称変更によるメリットについてお答えいたします。上戸田分館への名称変更による直接的なメリットではございませんが、さきに申し上げたとおり、施設が拡張され、蔵書がふえることにより、利用者の皆様がゆったりと本を探すことができ、あわせて図書を選択肢が広がることとなります。また、施設面では、本館に続き、新たに自動貸し

出し機を導入するほか、子供たちのためのグループ学習室や親子で読み聞かせができる絵本コーナーを設置、事業面では、新たにお話会を開催するなど、他の分室よりハード、ソフト両面で充実を図り、本館に近い機能を持たせることで利用者の利便性を向上させてまいります。

以上でございます。

(※本条例案に対する他議員による質疑はなし)